

**仙台市ふれあい広場サテライト事業
業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項**

※本公募は令和 7 年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額の変更の可能性がある。

1 本要項の目的

本要項は、仙台市ふれあい広場サテライト事業を業務委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託の名称

仙台市ふれあい広場サテライト事業

(2) 業務内容

別紙 1 「仙台市ふれあい広場サテライト事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(4) 提案上限額

153,288,000 円

※本事業は社会福祉法に定める社会福祉事業であるため、本市が支払う委託料に係る消費税及び地方消費税は非課税。

※上記（3）の契約期間中の合計額。

なお、各年度の上限額は以下の通りとする。

令和 7 年度 51,096,000 円

令和 8 年度 51,096,000 円

令和 9 年度 51,096,000 円

(5) 担当課

仙台市こども若者局こども若者支援部 こども若者相談支援センター

住所：〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目 3-9

電話/FAX：022-214-8602 /022-262-4761

電子メール：fuk005390@city.sendai.jp

3 参加要件

次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 仙台市内に本店、支店または事業所を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。

- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て中または更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て中または再生手続き中でないこと。
- (6) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）により指名の停止を受けていないこと。
- (7) 仙台市税、消費税・地方消費税のいずれについても滞納していないこと。（仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと）
- (8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての要件を満たしていること。
 - ア 全ての構成員が、上記（１）から（７）に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - エ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - カ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

4 契約までのスケジュール（予定）

- (1) 募集開始（公告） : 令和 7 年 2 月 3 日（月）
- (2) 質問受付期限 : 令和 7 年 2 月 10 日（月）17 時必着
- (3) 質問に対する回答 : 令和 7 年 2 月 18 日（火）
- (4) 参加表明書、企画提案書等提出期限 : 令和 7 年 2 月 26 日（水）17 時必着
- (5) 審査会（プレゼンテーション） : 令和 7 年 3 月 4 日（火）
- (6) 受託候補者特定結果通知 : 令和 7 年 3 月上旬
- (7) 委託契約の締結 : 令和 7 年 4 月 1 日（火）
- (8) 業務委託完了 : 令和 10 年 3 月 31 日（金）

5 質問受付及び回答

- (1) 質問受付
 - ア 受付期限 : 令和 7 年 2 月 10 日（月）17 時まで
 - イ 提出先 : 本要項 2（5）の担当課宛て
 - ウ 提出方法 : 電子メール
 - エ 記載事項 : 質問者の法人名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容
 - オ 留意点

- ・質問書は任意様式とする。
- ・電子メール以外での質問は受け付けない。
- ・電子メールのタイトルは「仙台市ふれあい広場サテライト事業業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。
- ・評価及び審査に関する質問には回答しない。
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

（２）回答

ア 回答日 : 令和 7 年 2 月 18 日（火）

イ 回答方法 : 本市ホームページに回答を掲載

ウ 留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

6 本プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

（１）参加表明書、企画提案書、見積価格提案書等の提出

ア 提出期限 : 令和 7 年 2 月 26 日（水）17 時まで

イ 提出先 : 本要項 2（５）の担当課宛て

ウ 提出方法 : 郵送・宅配又は持参

- ・郵送、宅配の場合は、書留郵便等の記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着については本市では責任を負わない。
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

エ 提出書類

＜参加表明に係る書類＞

- ・様式 1 「参加表明書」 : 1 部
- ・様式 2 「共同事業体結成に係る届出書」（共同事業体の場合のみ） : 1 部
- ・様式 3 「暴力団排除に係る誓約書」 : 1 部
- ・仙台市税（または現在の主たる事業所所在地市町村税）の納税（非課税）証明書 : 1 部（写し可）
- ・消費税及び地方消費税の納税（非課税）証明書 : 1 部（写し可）
※上記の納税（非課税）証明書は提出日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。
- ・履歴事項全部証明書（写し可） : 1 部（写し可）
- ・定款または寄附行為の写し : 1 部
- ・法人の概要が分かる資料（パンフレット等） : 1 部

＜企画提案書、見積価格提案書に係る書類等＞

- ・様式 4 「企画提案書等提出書」 : 1 部

- ・企画提案書（任意様式または様式５）：正本１部、副本６部
- ・見積価格提案書（任意様式）：正本１部、副本６部

（２）作成方法

＜企画提案書＞

ア 提出様式

様式は任意または、様式５とする。規格はＡ４判、原則両面印刷長辺綴じで作成すること。

イ 記載内容

仕様書を熟読の上、提案内容等を簡潔に取りまとめること。なお、記載にあたっては、下記の項目を盛り込むとともに、別紙２「評価基準票」の評価項目に沿った記載順となるよう留意すること。

- ・本業務の実施にあたっての基本的な考え方、方針
- ・法人の事業概要、組織体制及び管理運営体制
- ・本業務に類似する青少年支援に関する事業の実績
- ・本業務を実施する人員体制（責任者の配置や配置職員数、各職員の役割等）
- ・配置職員の有する資格、経験、知見等
- ・本業務を実施する拠点（拠点の場所、諸室の面積、設備の概要等）
- ・仕様書の各業務を実施するための具体的な手法の提案と期待される効果
- ・青少年支援に携わる関係機関、支援団体等との連携の手法
- ・その他、仕様書の各業務を実施する上での独自性、先進性を有する提案

ウ 留意点

- ・正本にのみ法人名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積価格の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・仕様書等の全面的な引用又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ・他の提案者が提案すると想定する方式等との比較を具体的に記述するなど、本市が的確に評価できるように工夫すること。
- ・実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務において全ての提案を実施するのか、又は選択して実施するのかを明記すること。なお、選択して実施する場合は、そのメリットやデメリット、制限事項等、本市がいずれかの方法等を選択する際の判断要素について、関連する他の提案内容と齟齬のないよう留意のうえ記述すること。

- ・企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

＜見積価格提案書＞

ア 提出様式：様式は任意とする。

イ 留意点

- ・正本のみに法人名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・契約期間の年度ごとの人件費、諸経費等の積算の内訳・根拠が分かるよう、できるだけ詳細に記載すること。
- ・提案した内容で業務を行う前提で見積もること。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

ア 提出先：本要項2(5)の担当課宛て

イ 提出書類：様式6「辞退届」

- ・郵送、宅配の場合は、書留郵便等の記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着については本市では責任を負わない。
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

7 特定方法

(1) 受託候補者の特定

受託候補者の特定にあたり、本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について、別紙2「評価基準票」に基づき評価する。審査委員の合計得点が最も高く、かつ、審査委員の持ち点(100点)の合計の6割以上を満たす提案をした者を本業務の受託候補者として特定する。

審査委員の合計得点と同じ者が複数いる場合、以下の評価項目における合計得点が高い者を上位とする。

- ・第一優先項目 「提案内容」
- ・第二優先項目 「法人の運営体制及び事業実績」

※プレゼンテーションの時間は1者あたり15分以内、質疑応答15分程度とする。使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積価格提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。プロジェクトやPC等は使用不可とする。詳細は別途通知する。

※応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

(2) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザル

への参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ・提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・見積価格が提案上限額を上回っている場合
- ・提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本要領3に示す参加要件を満たしていない場合

(3) 結果通知

- ・すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。
- ・特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

8 契約締結

(1) 受託候補者との協議等

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 情報セキュリティに係る現地調査の実施及び研修

受託候補者は、契約締結までの間に「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により定められた「個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査票」（参考資料）を本市に提出し、現地調査を受けること（調査の具体的な日時は別途本市と協議のうえ決定する）。

現地調査の結果、本市の個人情報保護規定の基準を満たし、その対策が適切に確保されていることを本市外部委託審査会にて承認された場合、本業務の受託候補者として正式に決定する。なお、現地調査は個人情報を取扱う場所において実施するが、ISMS適合性評価制度の認証を取得している事業の範囲において本業務を実施する場合は、現地調査を免除することができる。

受託候補者の個人情報保護責任者（※）に就任する予定の者は、個人情報を取扱う業務を開始するまでに、ガイドラインにより定められた「仙台市個人情報セキュリティ研修」iiを

受講すること。未受講の場合は、原則として委託開始前に受講すること。I SMS 適合性評価制度の認証を取得している場合又は I S M A P もしくは I S M A P - L I U クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスの提供事業者である場合は、本研修の受講は免除とする。なお、受講に係る費用は受託候補者の負担とし、費用見積書に含めないこと。

※本業務の個人情報の保護について責任を負う者で、作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい、滅失等がないよう監督する者とする。

(3) 委託費の支払い

支払い回数及び支払い時期は、受託候補者と別途協議を行う。

9 留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者に特定されなかった提案者の企画提案書及び見積価格提案書は返却する。その他提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台条例第 80 号）の対象文書となる。
- (3) 本市は提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (5) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務に実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。